



弘市協発第65号

令和6年7月10日

弘前市協働によるまちづくり推進審議会

会長 佐藤 三三 様

弘前市長 櫻田 宏



弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の審議について  
(諮問)

本市は、平成27年4月1日にまちづくりの基本ルールであります「弘前市協働によるまちづくり基本条例」(平成27年弘前市条例第4号)を施行し、市民参加を大事にした公正かつ誠実な市の事業等の実施や、市民の主体的な関わり及び協働による継続的なまちづくりの進展を図ることによって、「市民の幸せな暮らしの実現」に向けた取り組みを進めております。

この条例の実効性を確保するため、市の事業等が条例の内容に則して実施されているかを評価し、条例について必要な見直しや事業遂行等の改善について毎年度審議いただくことになっております。

つきましては、下記事項についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

記

### 諮問事項

#### 市民と事業者との協働による健康づくりの取り組み

諮問理由

市は現在「健康都市弘前」の実現を目指し、市民の健康のため各種事業に取り組んでおります。「弘前市協働によるまちづくり基本条例」では、市民の幸せな暮らしを実現するため、各主体が協働で取り組むこととしていることから、市が市民や事業者と協働で行っている健康づくりの取り組みについて取り上げ、その課題や問題点を検証し、市民の健康につながる効果的な取り組みについて審議していただき、協働によるまちづくりの更なる推進を図るものです。